

落札者決定基準

(堺市ユースサポートセンター及び堺市子ども・若者支援地域協議会運営業務)

1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置する堺市ユースサポートセンター及び堺市子ども・若者支援地域協議会運営業務に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

(1) 価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

(2) 技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{総合評価点}} \\ (100 \text{ 点満点}) \end{array} = \begin{array}{c} \boxed{\text{価格評価点}} \\ (30 \text{ 点満点}) \end{array} + \begin{array}{c} \boxed{\text{技術評価点}} \\ (70 \text{ 点満点}) \end{array}$$

(4) 有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

- ア 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合
技術評価点が高い者を落札者とする。
- イ 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合
技術評価点のうち、評価項目「④相談支援業務について」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。
- ウ 以上アからイで落札者を決定できない場合
入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

2 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

$$\text{価格評価点} = 30 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

3 技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

(1) 評価点

技術提案書等の記載内容により、各評価項目について次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
標準である	3
やや劣っている	2
劣っている	1
記述がない（評価できない）	0

(2) 項目評価点

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウェイトを乗じて、項目評価点とする。

(3) 技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

(4) 技術評価点における基準点

(3)の技術評価点が 35 点未満の場合は、失格とする。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 技術評価点が、上記 3 (4)における基準点を満たさない場合

別記 評価表

事業名	評価項目	評価事項	配点	ウエイト	評価点	項目評価点	提案書番号
堺市ユースサポートセンター	①履行実績等	・令和2年度以降、国や地方公共団体等における同種・類似業務(こども・若者支援や就労支援における相談業務やヤングケアラー支援業務等)の実績等により十分な効果を期待できるか	5点	1	5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない	点/5点	1
	②業務に対する基本方針	・事業目的と合致した基本方針(堺市ユースサポートセンターが、子ども・若者総合相談センター、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション(サポートステに採択された場合)の機能を併せ持つことを踏まえ、どのような姿勢で支援目標を定め、その支援目標のためにどのように業務全体を行うか等)となっているか	5点	1			2
	③業務の運営体制	・業務を着実かつ効果的に遂行することができる十分な運営体制であるか ・研修等による従事者の資質向上が担保されているか ・個人情報保護・プライバシー保護の考え方は適正であるか	5点	1			3
	④相談支援業務について	・来所相談の日程を適切に設定できる体制、方法となっているか ・安心して相談してもらえるよう、特に初期対応をどのような体制及び方針で臨むかがわかる提案内容であるか ・継続相談をするまでの対象者の特性を理解した相談手法が記載された提案内容であるか ・適切な援助方針に基づいた支援が行える提案内容であるか ・個別支援計画の作成、見直し、目標達成がなされたかの評価の方法は対象者の特性を理解した方法となっているか ・ヤングケアラー等への支援について、基本的な相談姿勢や対応が記載された提案内容であるか、居場所支援に関する具体的な内容が記載された提案内容であるか、広報啓発の効果的な手法が記載された提案内容であるか	15点	3			4
	⑤支援プログラムについて	・居場所事業については、自信や自己有用感の向上につながる安心して集える居場所の内容や仲間づくりを円滑にするプログラム内容となっているか ・就職準備講座については、相談の中の一つの出口支援として就労につながっていく可能性がある相談者へ対し、適切な講座やプログラム内容となっているか	10点	2			5
	⑥シンポジウム等について	・ひきこもり支援を基本とした講演について、効果的な実施内容となっているか	5点	1			6
	⑦訪問支援事業について	・高校等での中退、ひきこもり、ニートに至る前の予防支援の内容について具体的に示されているか ・学校等への支援については、学校等との連携がとれた実現可能かつ効果的なものであるか	5点	1			7
	⑧キャリア開発プログラム・心理カウンセリング・保護者セミナーについて	・こども・若者の職業的自立につながる適切な内容となっているか ・回数・期間等の設定は妥当であるか	5点	1			8
	⑨広報計画について	・事業に関する効率的・効果的な広報となっているか ・支援に結びついていないこども・若者に周知できる効果的な方法が示されているか	5点	1			9
	⑩自由提案	・提案内容は具体的でかつ事業効果を高めるものであるか	5点	1			10
域協議会 子ども・若者支援会議	⑪運営方法	・業務を着実に遂行することができる十分な運営体制であるか ・先進事例の把握等、協議会の充実につながる提案内容となっているか	5点	1			11
	合計		70点 (満点)		点/70点		